

# 昭27.2.19.

377 昭和27年2月19日 火曜日 官報

第7533号 (16頁)

# 官報

主要目次	
法 律	法 律
○ 損災都市借地借家臨時処理法 第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律を定める法律	○ 損災都市借地借家臨時処理法 第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律を定める法律
○ 毒物及び劇物を指定する政令	○ 毒物及び劇物を指定する政令
告 示	告 示
○ 厚生省組織規程の一部改正	○ 厚生省組織規程の一部改正
○ 連合国財産指定	○ 連合国財産の譲り渡し命令
○ 連合国財産の譲り渡し命令	○ 連合国財産の譲り渡し命令
○ 無線局承認	○ 無線局承認
○ 国家公安委員会所屬江差地	○ 国家公安委員会所屬江差地
区警署無線局の通信の相手方変更	区警署無線局の通信の相手方変更
○ 連合国財産の管理人解任	○ 連合国財産の管理人解任
○ 連合国財産の引渡命令	○ 連合国財産の引渡命令
○ 連合国財産の譲渡、引渡命令	○ 連合国財産の譲渡、引渡命令
○ 輸入に関する事項の公表	○ 輸入に関する事項の公表
(第八回)	(第八回)
○ 運輸審議会の決定 (東武鉄道株式会社ほか十五社の旅客運賃改訂について)	○ 運輸審議会の決定 (東武鉄道株式会社ほか十五社の旅客運賃改訂について)
○ 閉鎖中の下大津簡易郵便局廃止	○ 閉鎖中の下大津簡易郵便局廃止
○ 郵便差出箱の形状追加	○ 郵便差出箱の形状追加
○ 中牧簡易郵便局設置	○ 中牧簡易郵便局設置
○ 敷質特別都市計画街路変更	○ 敷質特別都市計画街路変更

法律第一号	
損災都市借地借家臨時処理法 第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律	損災都市借地借家臨時処理法 第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律
昭和二十七年二月十九日	昭和二十七年二月十九日
内閣總理大臣 吉田 茂	内閣總理大臣 吉田 茂
三七七	三七七

損災都市借地借家臨時処理法 第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

二十一一年法律第十三号) 第二十五条の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定め

災	害
地	区

昭和二十六年十二月 十六日三重県松阪市 における火災	三重県のうち 松阪市
----------------------------------	---------------

厚生省令第四号	
昭和二十七年二月十九日	厚生大臣 吉武 恵市
内閣總理大臣 吉田 茂	内閣總理大臣 吉田 茂
三八一	三八一
三八二	三八二
三八三	三八三
三八四	三八四
三八五	三八五
三八六	三八六
三八七	三八七
三八八	三八八
三八九	三八九

目次中	
第一款	第二款
第三款	第四款
第五款	第六款
第七款	第八款
第九款	第十款
第十一款	第十二款
第十三款	第十四款
第十五款	第十六款
第十七款	第十八款
第十九款	第二十款
第二十一款	第二十二款
第二十三款	第二十四款
第二十五款	第二十六款
第二十七款	第二十八款
第二十九款	第三十款
第三十一款	第三十二款
第三十三款	第三十四款
第三十五款	第三十六款
第三十七款	第三十八款
第三十九款	第四十款
第四十一款	第四十二款
第四十三款	第四十四款
第四十五款	第四十六款
第四十七款	第四十八款
第四十九款	第五十款
第五十一款	第五十二款
第五十三款	第五十四款
第五十五款	第五十六款
第五十七款	第五十八款
第五十九款	第六十款
第六十一款	第六十二款
第六十三款	第六十四款
第六十五款	第六十六款
第六十七款	第六十八款
第六十九款	第七十款

政令	
内閣總理大臣 吉田 茂	法務総裁 太村篤太郎
三八一	三八一
三八二	三八二
三八三	三八三
三八四	三八四
三八五	三八五
三八六	三八六
三八七	三八七
三八八	三八八
三八九	三八九

御名 御璽	
昭和二十七年二月十九日	昭和二十七年二月十九日
内閣總理大臣 吉田 茂	内閣總理大臣 吉田 茂
三八一	三八一
三八二	三八二
三八三	三八三
三八四	三八四
三八五	三八五
三八六	三八六
三八七	三八七
三八八	三八八
三八九	三八九

## 法 律

政令第二十六号

二 ヘキサエチルテトラホスフエイ

ト及びこれを含有する製剤

(劇物)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十一年法律第三百三号)別表第一第一号及び別表第二第五十三号の規定に基き、この政令を制定する。

附 則

二 ヘキサエチルテトラホスフエイ

ト及びこれを含有する製剤

(劇物)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十一年法律第三百三号)別表第一第一号及び別表第二第五十三号の規定に基き、プロムメチルを劇物に指定する。

附 則

二 ヘキサエチルテトラホスフエイ

ト及びこれを含有する製剤

(劇物)

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十一年法律第三百三号)別表第一第一号及び別表第二第五十三号の規定に基き、左に掲げる物を毒物に指定する。

定する。

（毒物）

定する。

昭27.2.19.

第7533号

昭和27年2月19日 火曜日 官報

第7533号

昭和27年2月19日 火曜日 官報

第7533号 378

◎電波監理委員会告示第六百三十三号	
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
第九十 四 條 社會部においては、社會部の環境の精神生活に及ぼす影響を考慮した結果、右の通り無線局の承認を受けた者を承認を受けた者とし、海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行ふ。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一五二号	
二 承認を受けた者 海上保安庁	
三 無線局の種別 海岸局	
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行ふ。	
五 通信の相手方 船舶局	
六 通 信 事 項	
七 承認の有効期限 昭和二十六年十二月一日 第四二六の二号	
八 設 置 場 所 広島市宇品町一一番地 東経一三度二八分 北緯三四度二二分	
九 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
十 空中線の型式及び構成 T型、逆L型	
十一 運用許容時間 常時	
十二 電波監理委員会告示第六百三十四号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一五五号	
二 承認を受けた者 國家公安委員会	
三 無線局の種別 固定局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行ふ。	
五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の浦幌固定局	
六 通 信 事 項	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月三十日	
八 設 置 場 所 北海道中川郡池田町西一條四丁目一番地 東経一四度五五分 北緯三四度二七分	
九 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
いわばらのたんこう A三二九〇〇kc 水晶発振 終段陽極変調 五W	
十 空中線の型式及び構成 逆L型	
十一 運用許容時間 常時	
十二 電波監理委員会告示第六百三十五号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一五六号	
二 承認を受けた者 國家公安委員会	
三 無線局の種別 固定局	

◎電波監理委員会告示第六百三十一号	
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
第九十 四 條 社會部においては、社會部の環境の精神生活に及ぼす影響を考慮した結果、右の通り無線局の承認を受けた者とし、海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行ふ。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一五二号	
二 承認を受けた者 海上保安庁	
三 無線局の種別 海岸局	
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行ふ。	
五 通信の相手方 船舶局	
六 通 信 事 項	
七 承認の有効期限 昭和二十六年十二月三十日	
八 設 置 場 所 滬信所 北海道上磯郡上磯町字七重浜 東経一四〇度四三分 北緯四一度四九分	
九 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
一〇 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
一一 運用許容時間 常時	
一二 電波監理委員会告示第六百三十二号	
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第二〇七二の二号	
二 承認を受けた者 海上保安庁	
三 無線局の種別 海岸局	
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行ふ。	
五 通信の相手方 船舶局	
六 通 信 事 項	
七 承認の有効期限 昭和二十七年二月十九日	
八 設 置 場 所 通信用所 南京市浦口区九番地 東京検疫所羽田支所	
九 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
一〇 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
一一 運用許容時間 常時	
一二 電波監理委員会告示第六百三十三号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一五八号	
二 承認を受けた者 國家公安委員会	
三 無線局の種別 固定局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行ふ。	
五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の東京固定局	
六 通 信 事 項	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月三十日	
八 設 置 場 所 北海道茅部郡森町字御幸町一二二番地 東経一四〇度三五分 北緯四二度〇六分	
九 呼び出し番号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
いわばらのたんこう A三二九〇〇kc 水晶発振 終段陽極変調 五W	
十 空中線の型式及び構成 逆L型	
一一 運用許容時間 常時	
一二 電波監理委員会告示第六百三十四号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年二月十九日	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一五六号	
二 承認を受けた者 國家公安委員会	
三 無線局の種別 固定局	

車 文 日 本

381 昭和 27 年 2 月 19 日 火曜日 官 告

第7533号

昭和27年2月19日 火曜日 官 報

第7533号 380

六 通 信 事 項 整 す

七 承 認 の 有 効 期 限 昭 一  
八 設 置 場 所 山 二  
九 呼 出 名 称、電 波 の 型 式、周 三  
み し ま A 三 二、九〇〇  
十 空 中 線 の 型 式 及 び 構 成 通 一  
十一 運 用 許 容 時 間 常 二  
○ 電 波 監 理 委 員 会 告 示 第 六 百 四 十 一  
航 空 庁 所 屬 福 岡 無 線 標 識 局 の 電 二  
び 構 成 は、昭 和 二 十 六 年 十 月 二 十 一  
変 更 後 の 現 状 は、次 の 通 り で あ 一  
昭 和 二 十 七 年 二 月 十 九 日 一  
一 承 認 の 年 月 日 及 び 番 号 一  
一 承 認 を 受 け た 者 一  
一 無 線 局 の 種 別 一  
五 四 三 二 一 通 信 の 目 的 一  
五 通 信 の 相 手 方 一  
五 通 信 の 相 手 方 一

一 承認の年月日及び番号	昭和二十六年三月十九日 第四〇三五号
二 承認を受けた者	国家公安委員会
三 無線局の種別	固定局
四 無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手	国家公安委員会所屬の見島及び山口県の各固定局
六 通信事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所	萩市大字江向字江向四番地 東経一三一度一四分 北緯三四度一四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力	あぶにし（注一）AF三 （注二）A三 三一・五Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇WW 二、九〇〇kc ハ スリーブ、逆L型 終段陽極変調 五〇WW
十 空中線の型式及び構成	常時
十一 運用許容時間	（注一）の周波数の使用は、山口県内の各固定局と通信を行う場合に限る。
十二 その他	（注二）の周波数の使用は、見島固定局と通信を行う場合に限る。
●電波監理委員会告示第六百四十七号	（注二）の周波数の使用は、見島固定局と通信を行う場合に限る。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	（注二）の周波数の使用は、見島固定局と通信を行う場合に限る。
昭和二十七年二月十九日	（注一）の周波数の使用は、見島固定局と通信を行う場合に限る。
一 承認の年月日及び番号	昭和二十七年一月十七日 第四二一九号
二 承認を受けた者	国家公安委員会
三 無線局の種別	固定局
四 無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手	国家公安委員会所屬の萩固定局
六 通信事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

八 設 置 場 所 北海道礼文郡船泊村二〇二番地 東經一四一度。二分  
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
ふなどまり A三二、九〇〇kc 水晶発振 終段陽極変調 五W  
十 空中線の型式及び構成 単條  
一 運用許容時間 常時  
○電波監理委員会告示第六百四十号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十七年二月十九日  
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一六一号  
二 承認を受けた者 国家公安委員会  
三 無線局の種別 固定局  
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。  
五 通信の相手方 国家公安委員会所屬の稚内、大岬、香深、沓形及び船泊の各固定局  
六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

八 設 置 場 所 北海道爾志郡熊石村字根岬二三一一番地 東經一三九度五九分  
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
くまいし A三 二、六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W  
十 空中線の型式及び構成 垂直型  
一 運用許容時間 常時  
電波監理委員会告示第六百三十九号  
電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十七年二月十九日  
承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一六〇号  
電波監理委員会委員長 網島 敏  
二 承認を受けた者 国家公安委員会  
三 無線局の種別 固定局  
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。  
五 通信の相手方 国家公安委員会所屬の稚内、大岬、香深、沓形及び鬼脇の各固定局  
六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項  
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

電波監理委員会告示第六百三十八号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十七年二月十九日  
一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月十一日 第八一五九号  
電波監理委員会委員長 網島 敏  
二 承認を受けた者 国家公安委員会  
三 無線局の種別 固定局  
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。  
五 通信の相手方 国家公安委員会所屬の江差固定局  
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項  
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

六 通 信 事 項 無線標識に関する事項

七 承 認 の 有 効 期 限 昭和二十七年十一月三十日

八 設 置 場 所 福岡県糟屋郡新宮村 東経一三〇度二七分 北緯三三度四三分

九 標識符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
F K (注) A二 三五五 Mc 水晶発振 第三、第四装置 六〇〇W  
十 空中線の型式及び構成 アドコツク、垂直型、ターンスタイル(反射器付)

十一 運 用 許 容 時 間 常時

十二 そ の 他 (注)は識別可聴周波数三、〇〇〇c/s

●電波監理委員会告示第六百四十九号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年二月十九日 昭和二十六年十二月二十日 第三一六六号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各固定局

六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設 置 場 所 神戸市生田区下山手通り五丁目三八番地 東経一三五度一一分 北緯三四度四一分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
ひようごほんぶ F三 四三・七三 Mc 水晶発振 (リアクタンス管) 位相変調 五〇W

十 空中線の型式及び構成 スリーブ、八木

十一 運 用 許 容 時 間 常時

●電波監理委員会告示第六百五十号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

一 承認の年月日及び番号 昭和二十七年二月十九日 昭和二十六年十二月二十日 第三一六七号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種別 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各固定局

六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設 置 場 所 加古川市寺家町九一番地の五 東経一三四度五〇分 北緯三四度四六分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
かこ F三 四三・七三 Mc 水晶発振 (リアクタンス管) 位相変調 五〇W

十 空中線の型式及び構成 スリーブ

十一 運 用 許 容 時 間 常時

第五項を次のよう改める。

五 通 信 の 相 手 方 国家公安委員会所屬の稚内、大岬、沓形、船泊及び鬼脳の各固定局

●電波監理委員会告示第六百四十四号  
昭和二十五年電波監理委員会告示第二百二十号国家公安委員会所屬の稚内地区警察署沓形警部補派出所無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月十一日変更したから、同告示の一部を次のよう改めることに改正する。

昭和二十七年二月十九日

第五項を次のよう改める。

五 通 信 の 相 手 方 国家公安委員会所屬の稚内、大岬、香深、船泊及び鬼脳の各固定局

●電波監理委員会告示第六百四十五号  
昭和二十五年電波監理委員会告示第三百二十一号国家公安委員会所屬の稚内地区警察署大岬巡査、在所無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月十一日変更したから、同告示の一部を次のよう改める。

昭和二十七年二月十九日

第五項を次のよう改める。

五 通 信 の 相 手 方 国家公安委員会所屬の稚内、香深、沓形、船泊及び鬼脳の各固定局

●電波監理委員会告示第六百四十六号  
国家公安委員会所屬阿武西地区警察署無線局の通信の相手方並びに呼出名称、電波の型式、周波数、変調方式及び空中線電力は、昭和二十七年二月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十九日

電波監理委員会委員長 網島 毅

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 北海道利尻郡鬼脇村八〇七番地 東経一四一度一八分  
北緯四五度〇八分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力  
おにわき A三二、九〇〇kc 水晶発振 終段陽極変調 五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第六百四十一号  
昭和二十五年電波監理委員会告示第三百十二号国家公安委員会所屬の江差地区警察署無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。  
昭和二十七年二月十九日  
電波監理委員会委員長 網島毅

第五項を次のように改める。

五 通信の相手方 国家公安委員会所屬の奥尻及び熊石の各固定局

●電波監理委員会告示第六百四十二号  
昭和二十五年電波監理委員会告示第三百十九号国家公安委員会所屬の稚内地区警察署無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改める。  
昭和二十七年二月十九日  
電波監理委員会委員長 網島毅

第五項を次のように改める。

五 通信の相手方 国家公安委員会所屬の大岬、香深、沓形、船泊及び鬼脇の各固定局

●電波監理委員会告示第六百四十三号  
昭和二十五年電波監理委員会告示第三百二十二号国家公安委員会所屬の稚内地区警察署香深警部補派出所無線局の通信の相手方は、昭和二十七年一月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改める。



一、省令第一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで証券の移転の当事者となることができる場合

イ、自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の規定により政府が非居住者の所有する農地を買収し、その対価を当該非居住者又はその親族若しくは買収の時ににおいて当該農地を管理していた者（以下「管理人」という。）に対し本邦内において農地証券をもつて支拂う場合において、政府及び当該非居住者又はその親族若しくは管理人が証券の移転の当事者となる場合

四、京王帝都電鉄株式会社

(1) 普通旅客運賃率は、二キロメートルごとに一円九十五銭とする。

(2) 定期旅客運賃は、概ね三割増とし、その最低額は、通勤一箇月百五十円、通学一箇月百円とする。

五、小田急電鉄株式会社

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメートルごとに三十キロメートルをこえる部分一円七十銭とする。

(2) 定期旅客運賃は、概ね三割増とし、その最低額は、通勤一箇月百五十円、通学一箇月百円とする。

六、東京急行電鉄株式会社

(1) 対キロ制区間

(2) 均一制区間

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメートルごとに一円八十五銭とする。

(2) 定期旅客運賃は、概ね三割増とし、その最低額は、通勤一箇月百五十円、通学一箇月百円とする。

七、京浜急行電鉄株式会社

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメートルごとに一円八十五銭とする。

(2) 定期旅客運賃率は、通勤一箇月三百五十円、通学一箇月二百四十円とする。

八、名古屋鉄道株式会社

(1) 対キロ制区間

(2) 均一制区間

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメートルごとに六十五キロメートル

●通商産業省告示第四十一号  
輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年二月十四日から適用する。

昭和二十七年二月十九日 通商産業大臣 高橋龍太郎

○ 政府がイに規定する農地証券をもつて支拂を受けた非居住者又はその親族若しくは管理人から当該農地証券を買い上げる場合において、政府及び当該非居住者又はその親族若しくは管理人が証券の移転の当事者となる場合

二 政令第十一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで支拂等をすることができる場合

イ 前号ロに規定する買上の場合において、政府がその対価を当該非居住者又はその親族若しくは管理人に對し本邦内において内国支拂手段をもつて支拂う場合

ロ イに規定する支拂の場合において、当該非居住者の親族又は管理人が当該非居住者のために当該支拂の受領をする場合

● 通商産業省告示第四十一号  
輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年二月十四日から適用する。

輸入公表(第八回)

商品番号	品目	決済通貨または決済勘定	船積地域	船積期	輸入限度 (米ドル)	担保の比率および種類	外貨資金割当証明書	銀行受付開始日	銀行受付締切日
046-0100	小麦粉(工業用)	米ドル	ベルギー通貨地域を除くドル地域	不指定	650,000	1%	要	2月16日	3月31日
689-0110	金属コバルト	米ドル フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定	米国、ベルギー通貨地域 不指定	不指定	100,000	1%	要	2月16日	3月31日
231-0210	合成ゴム GR-S GR-I GR-A(Buna-N) GR-M(Neoprene)	米ドル	米国	不指定	200,000	1%	要	2月16日	3月31日
313-0110	ガソリン	スターリング	不指定	不指定	1,200,000	1%	要	2月18日	3月31日
	外人用ホテル用品	米ドル スターリング	ベルギー通貨地域を除くドル地域 不指定	不指定	50,000	1%	要	2月25日	3月31日
	O. A. S. 物資	米ドル フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定、ドイツ連邦清算勘定、スターリング	ベルギー通貨地域を除くドル地域 不指定	不指定	500,000	1%	要	2月25日	3月31日
071-0100	コーヒー豆	米ドル ブラジル清算勘定、イソドネシヤ清算勘定、スターリング	ベルギー通貨地域を除くドル地域 不指定	不指定	20,000	10% (現金)	不要	2月18日	3月31日
C54-0230	綠豆	スターリング	不指定	不指定	10,000	10% (現金)	不要	2月18日	3月31日

その他の事項

- 1 米ドルを決済通貨とし、中共地域もしくはソビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合または米ドルを決済通貨としてコーヒー豆を輸入する場合には、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。
- 2 ウルグアイを原産地とする貨物を輸入することはできない。
- 3 外貨資金割当不要品目について、担保の預入れを受けた外国為替銀行は、預託の日から外国為替予算の使用の確認または不確認の日まで、当該担保を日本銀行に預託しなければならない。

◎運輸省告示第四十五号  
運輸審議会において次のとおり決定  
があつたから、運輸審議会一般規則  
(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十  
條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十七年二月十九日

第百五十五号

昭和二十六年十月二十三日

運輸大臣 村上 義一  
運輸大臣 山崎 猛殿

答申書

東武鉄道株式会社ほか十五社の  
旅客運賃改訂について

十月六日付鉄監第一二七三号をも  
つて諮問の東武鉄道株式会社ほか十五  
社申請の旅客運賃改訂については、十  
月十五日、十六日及び十七日の三日間  
にわたつて運輸省運輸審議会会議室に  
おいて申請人その他関係者に対する聴  
聞会を開催したうえ、さらに慎重審議  
を重ねた結果、次のとおり答申する。

主文

東武鉄道株式会社ほか十五社申請の  
旅客運賃改訂については、次のとおり  
認可することが適當であると認める。  
一、東武鉄道株式会社(軌道線及び鋼  
索線を除く)

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメー  
トルごとに三十キロメートルまで  
二円、三十キロメートルをこえる  
部分一円七十銭とする。

(2) 定期旅客運賃は、概ね三割増と  
し、その最低額は、通勤一箇月百  
五十円、通学一箇月百円とする。

二、西武鉄道株式会社

(1) 普通旅客運賃率は、一キロメー  
トルごとに一円九十銭とする。

(2) 定期旅客運賃は、概ね三割増と  
し、その最低額は、通勤一箇月百  
五十円、通学一箇月百円とする。

日本国有鉄道の場合は比較にならぬほど大きいので、定期外旅客から定期旅客への移行が極めて顯著であり、このため私鉄の經營はさらに困難となりつつある。他面定期旅客運賃を引上げは負担力の見地から短距離を比較的高率とし、距離の延長に従つて率を低下し、又東京附近の通学定期運賃に関してはできるだけ低率に抑えることが望ましいので、通勤定期運賃の略々四〇パーセント引として社会的影響を少からしめたこととした。

1、東武鉄道株式会社  
2、西武鉄道株式会社  
3、京成電鉄株式会社  
4、京王帝都電鉄株式会社  
5、小田急電鉄株式会社  
6、東京急行電鉄株式会社  
7、京浜急行電鉄株式会社  
8、名古屋鉄道株式会社  
9、近畿日本鉄道株式会社  
10、南海電気鉄道株式会社  
11、奈良電気鉄道株式会社

日本国有鉄道の場合は比較にならぬほど大きいので、定期外旅客から定期旅客への移行が極めて顯著であり、このため私鉄の經營はさらに困難となりつつある。他面定期旅客運賃を引上げは負担力の見地から短距離を比較的高率とし、距離の延長に従つて率を低下し、又東京附近の通学定期運賃に関してはできるだけ低率に抑えることが望ましいので、通勤定期運賃の略々四〇パーセント引として社会的影響を少からしめたこととした。

389 昭和 27 年 2 月 19 日 火曜日 官 報

第7533号

昭和27年2月19日 火曜日 官報

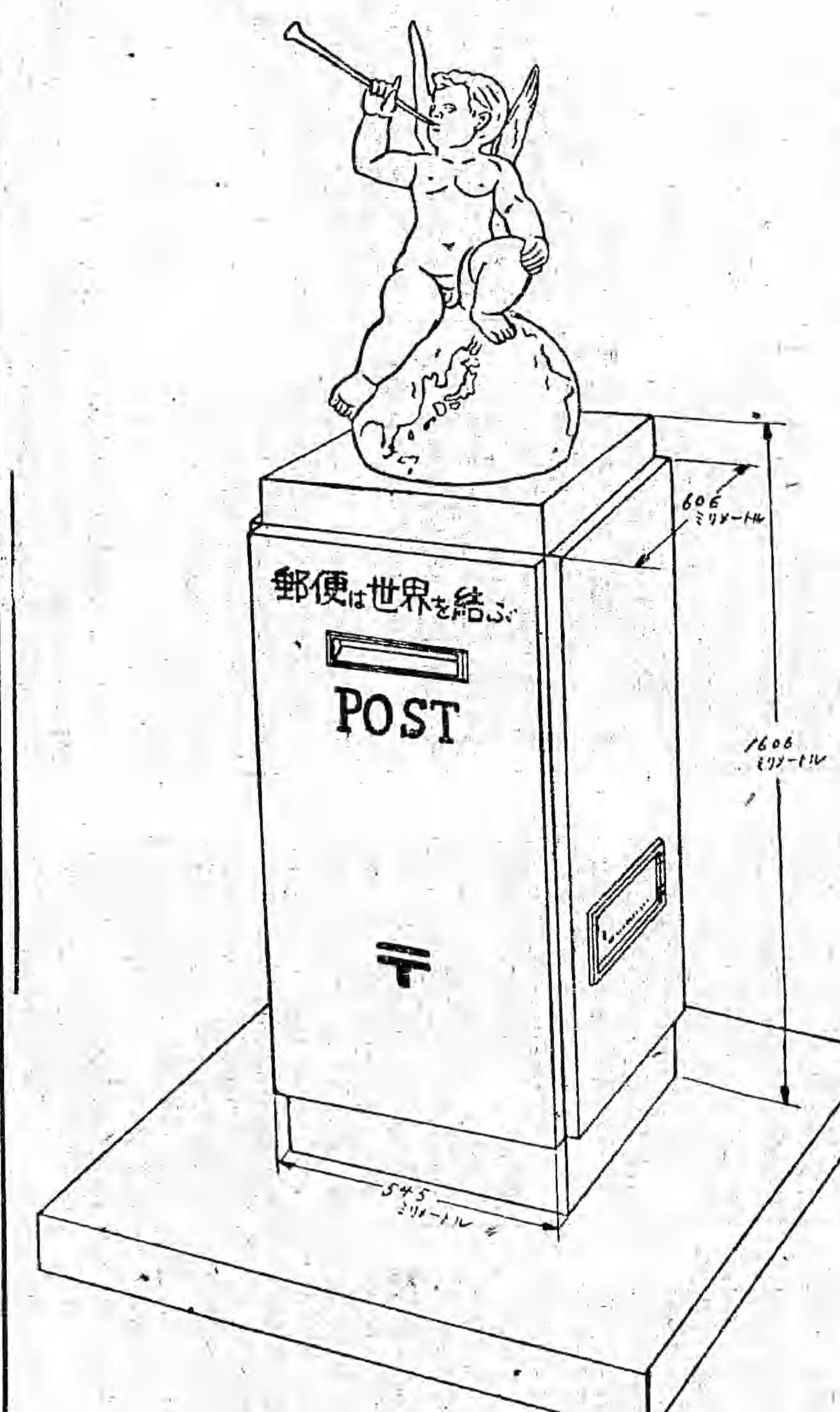
第7533号 388

制運賃制度に改訂するとともに、諸般の事情を総合的に勘案し、値上げをできるかぎり低率に抑え且つ交通企業の健全な発達に資し得るよう考慮した。

12、京阪電気鉄道株式会社  
京阪電気鉄道株式会社における平年度の予想総収入は一、〇五四、三一千円となるのに對し、総原価は一、四〇三、四四九千円となる見込なので、その差引不足額三四九、一三七千円を輸送数量の自然増を見込んだ場合の旅客運賃収入一、〇〇一、九二一千円をもつて賄うとすれば、三割四分八厘の値上げを要することとなるが、本審議会は他の交通機関の運賃、その他諸般の事情を総合的に勘案し、値上げをできるかぎり低率に抑え且つ交通企業の健全な発達に資し得るよう考慮した。

13、京阪神急行電鉄株式会社  
京阪神急行電鉄株式会社における平年度の予想総収入は二、二五三、八七七千円となるのに對し、総原価は三、〇二九、五三八千円となる見込なので、その差引不足額七七五、六六一千円を輸送数量の自然増を見込んだ場合の旅客運賃収入二、一九一、三三〇千円をもつて負担するとすれば、三割五分四厘の値上げを要することとなるが、本審議会は、他の交通機関の運賃、その他諸般の事情を総合的に勘案し、値上げをできるかぎり低率に抑え且つ交通企業の健全な発達に資し得るよう考慮した。

14、阪神電気鉄道株式会社  
阪神電気鉄道株式会社における平年度の予想総収入は一、一九六、九六四千円となるのに對し、総原価は一、九一二、一一八千円となる見込なのでその差引不足額六一五、一五四千円を輸送数量の自然





# 第7533号

昭和27年2月19日 火曜日 官報

第7533号 392

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十日付

○附録

二月十五日付參会第十三号(二頁)  
二十六年十一月三十日付參会附錄(その六)(三頁)

## 重症肺炎 淋 疾 百日咳

アメリカ。

ファイザー社の最新抗生物質

PEIFER  
QUALITY



## テスマイクン

ファイザー

肺炎は12~36時間で...  
細菌性肺炎は服用後12~36時間で解熱し、続いて治癒します。特にペニシリン無効の不全性肺炎には最も価値があると賞讃されています。

淋病は2回投與で...

ペニシリン、スルファ剤に抵抗性のもの、又慢性の場合でも、0.5瓦、2回投與で淋病は12~24時間で消失し、特効的な効果が得られます。

百日咳は2~3日で...

特有の咳、発作は内服後急速、確実に減少し、2~3日で好結果が得られます。

田辺製薬

效能 肺炎・百日咳・淋病・肺壊疽・赤痢・痘瘡  
恙虫病・発疹チフス・トラホーム

包装 カプセル 250・100・50mg エリキサー (30cc) 1.5g  
静脈用 500・250mg 眼軟膏 0.5% 3.5g

(医師の指示により御使用下さい)

3等	下三折	288	523	597	968	3等	自3391至3556
1等	建設貯蓄債券第1回	007252	048127	1等	自3558至3953		
2等	下四折	7252	8127	2等	72765 駿府商業債券第12回		
3等	下三折	127	141	252	588	1等	17233 自49133至49133 813 19850 02877 45877
1等	駿府報國債券第5回	12877	19877	41877	88877	3等	自49669至49119
2等	下三折	66877	86877	88877	90877	2等	自49120至49375
3等	下三折	95877	95877	9499	244	287	[註]本表の内重複当該並列當該分は除きます。
2等	825	335	408	451	534	3等	自49375
3等	813	850	877	929	772	2等	自49375
4等	8498	8498	8498	8498	8498	3等	自49375
1等	10157	11007	87557	90757	92657	2等	自49375
2等	95363	95363	95363	95363	95363	3等	自49375
3等	自91827至91891	自91827至91891	自91827至91891	自91827至91891	自91827至91891	4等	自49375
4等	自91892至92018	自92019至92518	自23896至24357	自23896至24357	自23896至24357	5等	自49375
5等	16162	16162	16162	16162	16162	6等	自49375
1等	39013	55413	57613	94713	95363	2等	自49375
2等	33887	74487	99187	33887	33887	3等	自49375
3等	自12115至12181	自12115至12181	自12115至12181	自12115至12181	自12115至12181	4等	自49375
4等	自12182至12300	自12301至12761	自12301至12761	自12301至12761	自12301至12761	5等	自49375
5等	49572	49572	49572	49572	49572	6等	自49375
1等	75263	11626	11629	11630	11631	2等	自49375
2等	11632	11632	11632	11632	11632	3等	自49375
3等	自11633至11693	自11633至11693	自11633至11693	自11633至11693	自11633至11693	4等	自49375
4等	自11694至11826	自11694至11826	自11694至11826	自11694至11826	自11694至11826	5等	自49375
5等	自11827至12289	自11827至12289	自11827至12289	自11827至12289	自11827至12289	6等	自49375
1等	53411	53411	53411	53411	53411	2等	自49375
2等	11924	15324	48724	61224	7524	74524	7524
3等	7524	74524	7524	76024	79724	99324	79724
4等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
5等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
6等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
7等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
8等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
9等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
10等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
11等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
12等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
13等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
14等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
15等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
16等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
17等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
18等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
19等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
20等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
21等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
22等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
23等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
24等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
25等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
26等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
27等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
28等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
29等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
30等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
31等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
32等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
33等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
34等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
35等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
36等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
37等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
38等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
39等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
40等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
41等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
42等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
43等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
44等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
45等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
46等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
47等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
48等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
49等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
50等	79724	99324	79724	99324	79724	99324	79724
51等	797						